

◎新潟県告示第252号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
二級河川早川水系早川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年3月9日
- 3 廃川敷地等の位置
糸魚川市大字四ツ屋字大橋場233番2地先から同市大字東川原字砂田65番8地先まで（早川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 3,820.07平方メートル